

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定
(略称：違法漁業防止寄港国措置協定)

(AGREEMENT ON PORT STATE MEASURES TO PREVENT, DETER AND ELIMINATE ILLEGAL, UNREPORTED AND UREGURATED FISHING : PSMA)

採択：平成21年(2009年)11月22日

発効：平成28年(2016年)6月5日

我が国の締結：平成29年(2017年)5月19日

1. 協定の背景・経緯

- (1) 地域漁業管理機関(RFMO)の保存管理措置を遵守しない等のIUU漁業(違法漁業、無報告漁業及び無規制漁業)の問題が国内外で深刻化。
- (2) 平成21年国際連合食糧農業機関(FAO)で本協定が採択。昨年6月に発効。
- (3) 現在、締約国は、45か国(米国、豪州、NZ、韓国等)+EU

2. 協定の目的

効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU(違法・無報告・無規制)漁業を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること

3. 協定の概要

(1) 入港拒否

入港を希望する船舶がIUU漁業等に従事したことの十分な証拠を有する場合(RFMOが作成するIUU船舶の一覧表に掲載されている場合等)、入港を拒否。

(2) 港の使用の拒否

入港した船舶がIUU漁業等に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために港を使用することを拒否。

(3) 船舶の検査

協定が定める基準に従い、特に自国の港に入港した船舶が、IUU漁業等に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠がある場合、当該船舶を検査。